

水戸下市御用留（三）（文化3年～文化10年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
1	5上	文化3. 5. 18夕	〔奉行所達〕（文公様御法事に付相勤者への報償書上）	→御奉行衆中／（御奉行衆中）→ 本壺町目組頭太郎兵衛・本三町目名主四町目問屋役左近司長三郎・本三町目組頭三郎兵衛	
2	7下	文化3. 7. 16 七ツ時	〔評定所達〕（頼母子講興行の儀等閑のため町役人ほか押込申上に付）	→本壺町目名主七軒町佐藤五衛門・本三町目名主本二町目久三郎	
4	8上	文化3. 7. 19	〔奉行所達〕（旅行致候者は御絵符を持参致すべき儀に付）	小林兵重郎→	
5	8上	文化3. - . -	〔留書〕（御名障改に付）		6参照、6の別紙
6	8下	文化3. 8. 21	〔奉行所達〕（御名障改に付）	大和田小八郎→	5参照
7	8下	文化3. 8. 22	御直書御達シの写（育子の儀に付）		
8	9上	文化3. 9. 24	〔奉行所達〕（酒造勝手次第に付）	海野泉蔵→	公儀よりの御触書披見
9	9上	文化3. 10. 1	〔奉行所達〕（東海道箱根外二ヶ所人馬賃銭割増に付）	丹 武衛門→	
10	9下	文化3. 10. 26	〔奉行所達〕（文公様一周忌御法事に付鳴物等の停止・立番出しに付）	丹 武衛門→	
11	9下	文化3. 11. 19	〔奉行所達〕（御家中半給御借上に付借入金返済不至の件達）	江幡治郎衛門→	
12	10上	文化3. 12. 2	〔留書〕（佐藤五衛門問屋役申付の件）	→佐藤五衛門	左近司長三郎の後役
13	10上	文化3. 12. -	〔奉行所達〕（小田原宿人馬賃銭割増に付）	大和田小八郎→	公儀よりの触書披見
14	10下	文化3. 12. 23	〔奉行所達〕（町人共暮方万事質素驗約可致事に付）	大和田小八郎→	
15	11上	文化3. 12. 25	〔奉行所達〕（一ツ橋久之助様御卒去に付鳴物等御停止の件）	大和田小八郎→	
16	11上	文化4. 5. 3	〔奉行所達〕（戸田銀次郎殿死去に付町役人等罷出の件）	海野泉蔵→	
17	11上	文化4. 5. -	〔奉行所達〕（下御町往来馬其外の弊風相改に付）		
18	12上	文化4. 5. 10	〔奉行所達〕（町人倅等無断での江戸屋敷奉公禁止に付）	海野泉蔵→	
19	12下	文化4. 6. 29	〔奉行所達〕（猪飼伝衛門殿町奉行被仰付に付御祝儀の件）	丹 武衛門→	
20	12下	文化4. 7. 5	〔廻状〕（魯西亞人蝦夷地にて通商之儀を願候との儀有之に付）	大目附井上美濃守殿→土井大炊守／月番両支配→	蝦夷地にて露西亞人通商を求む件

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
21	13上	文化4. 10. 8	〔奉行所達〕(常憲院様百回御忌に付立番差出の件)	丹 武衛門→-	
22	13上	文化4. 10. 26	〔奉行所達〕(半給御借上に付町在金共返済方格別勘弁の件達写)	-->御町奉行中・御郡奉行中/丹 武衛門→-	
23	13下	文化4. 11. 7	〔奉行所達〕(銓の丸様御躰養子に被遣件及び熊次郎様・敬三郎様・銓の丸様公辺江御弘メの件達)	大和田小八郎→-	
24	13下	文化4. 11. 11	〔奉行所達〕(鞠負佐様御卒去に付)	大和田小八郎→-	
25	13下	文化4. 11. 13	〔奉行所達〕(法嚴院様百五拾回御忌に付鳴物等停止及立番指出の件)	大和田小八郎→-	
26	13下	文化4. 11. 21	〔奉行所達〕(鞠負佐様御遺骸通棺に付)	大和田小八郎→-	通棺は27日
27	14上	文化4. -. -	覚(鞠負佐様御通の節十人組羽織袴着用人数書上)		28番の別紙カ
28	14下	文化4. 11. 21	〔町年寄達〕(鞠負佐様御通棺御休泊為心得相達)	左近司長三郎→-	
29	14下	文化4. 11. 25	〔奉行所達〕(鞠負佐様御通棺の際静に可致事に付)	大和田小八郎→-	
30	14下	文化5. 1. 27	〔奉行所達〕(奥州道中宿駅難儀に付御用にて往來の雇人馬相減等達)	-->左近次長三郎/左近次長三郎→-	
31	15上	文化5. 1. -	御達之覚(松前蝦夷地为御用御領分通行に付使者御馳走等御断の件)	小菅猪衛門・村上監物・山岡伝十郎・夏目長衛門→-	
32	15下	文化5. 2. 13	〔奉行所達〕(質屋株申付之件達書)	-->町役人	33番別紙
33	15下	文化5. 2. -	定(質屋心得書上)		
34	16上	文化5. 2. 16	〔町年寄達〕(御祭礼風流物笠鉾の儀に付御礼の件)	加藤善九郎→-	
35	16上	文化5. 2. 22	〔用状〕(江幡治郎衛門殿年寄並被仰付候趣御通達に付)	月番藤柄町・七軒町→-	
36	16下	文化5. -. -	〔御用状〕(質屋共心得の儀に付)	-->町役人	37番別紙
37	16下	文化5. 3. 1	〔奉行所達〕(質屋共心得の儀に付)	落合長四郎→佐藤五右衛門殿	
38	17上	文化5. 3. -	〔留書〕(質屋株申付に付)		
39	17下	文化5. 4. -	覚(火の見繕等の金子下渡書上)	月番→-	
40	18上	文化5. 4. 26	〔町年寄達〕(千波湖夜舟の儀御法度に付)	加藤善九郎→-	
41	18下	文化5. 6. 12	〔町年寄達〕(岩次郎孝行者に付御褒美の儀)	江幡治郎衛門→-	
42	19上	文化5. 6. 17	〔町年寄達〕(当御代御帰国の件に付)	-->左近司長三郎/左近司長三郎→名主一同/名主一同→諸向	
43	19下	文化5. 6. 21	〔奉行所達〕(苞姫様御縁組の件)	小林兵十郎→-	
44	20上	文化5. 6. -	〔公儀触〕(東海道=川宿困窮に付人馬賃銭割増の件)	大和田小八郎→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
45	20上	文化5.7.-	口上覚(俚約に付心得書上)	丹市郎衛門・泉町鬼沢小左衛門・奈良や町喜衛門・上金町十三郎・上金町市次郎・馬口芳町伝三郎	
46	20下	文化5.7.26	〔町名主願書〕(達の儀に付下町相談の事)	(町名主)月番清水町・本四町め→御町御年寄様	
47	21上	文化5.7.26	〔町年寄達〕(都而産物之類御林又者荒地起返小児養育農業等尚更出精可致候に付)	加藤善九郎→-	
48	21上	文化5.9.15	〔町年寄達〕(上下御町宿屋株申付無廉略正道ニ渡世可致儀并他所商人是迄止宿致候者通商札相渡新規之者は指留可致儀に付)	(町年寄衆)→(町名主)月番本七町目・曲手尺町→上下御町宿屋共	
49	22上	文化4.-.-	乍恐書付を以奉願上候事(上下御町困窮に付他所商人より益金取立及新規他所商人指留の件願書の写)	御町年寄左近司長三郎・林八郎衛門・落合長四郎・軍司与四郎・小林六左衛門・塙茂次衛門・加藤善九郎・奈良や町名主喜衛門・泉町名主鬼沢小左衛門・向井町名主市郎衛門・上金町名主重三郎・下金町名主市次郎・馬口芳町名主銀右衛門・下新町名主伝兵衛・十町目名主銀蔵・曲尺手町名主高野惣次郎・本七町目名主・長次郎・本六町目名主次郎三郎・塩町名主四郎衛門・清水町名主齊藤忠次衛門・本式町目名主久三郎・七軒町名主佐藤五右衛門・藤柄町名主兵三郎→御町奉行所様	
50	24上	-. -. -	他所商人共江達振(新規他所商人指留の件)		
51	24上	-. -. -	〔奉行所達〕(他所商人共御町商人共へ相障り候に付仕法書上)	→他所商人共江達振	
52	24下	文化5.9.17	〔留書〕(宿屋株相除申候宿屋書上)	(→上下御町宿屋共)	
53	25上	文化5.8.-	口上覚(町方俚約質素に付提書上)	藤柄町名主兵三郎・七軒町名主兼佐藤五右衛門・清水町名主齊藤忠次衛門・本四町目名主代仁右衛門・塩町名主代平兵衛・本六町め名主治郎三郎・本七町目名主長次郎・曲尺手町名主高野惣次郎・十町目名主銀蔵・下新町名主伝兵衛→御町御年寄中	
54	26上	文化5.10.21	〔奉行所達〕(俊祥院様御逝去に付御悔の件及立番指示の件)	大和田小八郎→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
55	26下	文化5. 10. 22	〔奉行所達〕(俊祥院様御逝去に付鳴物等御停止の件)	大和田小八郎→-	他に殺生・普請・武芸も停止
56	26下	文化5. 11. 1	〔奉行所達〕(俊祥院様御通棺に付諸心得書上の件)	海野泉蔵→-	
57	27上	文化5. 11. 16	覚(町方諸普請に付費用割合書上)		火之見新規・青物町火之見取かた付
58	28上	文化5. 12. 2	〔奉行所達〕(御当代御帰国に付備の件)	小林兵重郎→-	
59	29上	文化5. 12. 7	〔公儀触〕(道中筋筋々困窮に付人馬賃銭割増の件)	牧野備前守・丹阿弥→御城付/→御町奉行中/町奉行→問屋共/町奉行→諸向	
60	29下	文化5. 12. 14	所々欠付人足覚	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎衛門・加藤善九郎→-	
61	30上	文化5. 12. 25	〔留書〕(鈴木太兵衛殿年寄次座一代被仰付候件風聴に付)		
62	30上	- . - . -	〔評定所達〕(佐藤五右衛門諸事行届兼候間名主兼職之方并水道掛御免願に付問屋家格申付の件)	→七軒町問屋佐藤五右衛門	
63	30下	- . - . -	〔奉行所達〕(町人共質素儉約相心得候件)	→御町奉行中	町人共麻布・木綿以外一切御停止
64	31上	文化6. 2. 16	〔奉行所達〕(儉約に付町年寄・名主平日綿服着用件の件)	→御町奉行中	
65	31上	文化6. 3. 24	〔奉行所達〕(殿様御在國中御用御荷御人馬継の件)	浜田御郡方→御町方/小林兵重郎→-	郡方→町方は19日
66	31上	文化6. 3. 3	〔奉行所達〕(御本丸御男子様命名に付御同名不相成候件)		命名は松平友松
67	31下	文化6. 3. 18	〔奉行所達〕(殿様御元御暇に付重立町人御祝儀申上の件)	海野泉蔵→-	
68	31下	文化6. 3. 22	〔奉行所達〕(猪飼伝衛門殿御町見分に付町役人案内の件)	海野泉蔵→-	
69	32上	文化6. 3. 24	〔奉行所達〕(殿様御着城に付諸心得書上)	海野泉蔵→-	
70	32下	文化6. 3. 27	〔町年寄達〕(御用に付呼び出しの件)	江幡次郎衛門→佐藤五衛門	
71	32下	- . - . -	〔町年寄達〕(俊祥院様御新葬御法事=人馬差出候に付称美の件)	→石田庄兵衛・佐藤五右衛門	
72	32下	文化6. 3. 27	〔奉行所達〕(殿様御在國中諸心得書上)	海野泉蔵→-	
73	33下	- . - . -	〔留書〕(殿様御帰国に付御町奉行様御宿賄の件書上)		
74	34上	文化6. 3. 26	〔奉行所用状〕(殿様御着城の次第及賄・御祝儀の件)	海野泉蔵→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
75	35下	文化6. 3. 26	〔町年寄達〕(殿様御在國中他所使者等罷越に付宿申付及賄書上)	(町年寄) → (宿屋共)	
76	35下	-. -. -	〔留書〕(御着城に付御迎順席書上)		
77	37上	-. -. -	〔留書〕(人名書上)		別紙添付
78	37上	文化6. 4. 12	〔用状〕(殿様御着城に付御迎に罷出候者共面附及四月五日～十日日程并御用金の儀達)	嶋利兵衛→佐藤五右衛門様	前件の御迎え席順の続きあり
79	40下	文化6. 4. -	〔留書〕(御町御見分に付町役人共罷出の件)		4月16・17日
80	40下	文化6. 4. 15	〔町年寄達〕(御使者御用に付夜具指出の件)	左近司長三郎→佐藤五右衛門様	
81	41上	文化6. 4. 20	〔用状〕(四月十五～十八日殿様御祭礼之節之行状覚書)	左近司長三郎→佐藤五右衛門殿	御祭礼=付殿様上覧・参拝
82	41上	文化6. 4. 21	〔名主用状〕(正暦寺江預鑑之内二朱文奉納仕度義に付相談の件)	裏町め利兵衛→佐藤五右衛門様・福島屋仁右衛門様・荒物屋久三郎様・裏町吉郎右衛門様	
83	41下	文化6. 4. 25	〔町年寄達〕(御上使御着に付御奉行様御宿賄の件)	→左近司長三郎	
84	41下	-. -. -	覚(盛砂・竹・縄・草箒代等割合書上)		
85	42上	-. -. -	〔奉行所達〕(御上使に付人馬世話役の件)	(奉行所) → (町年寄) → (問屋兩人共)	世話役は七軒町伊三郎・本六町目善衛門・本三町目幸四郎
86	42上	文化6. 5. 2	〔町年寄達〕(寄人馬・歩行夫出刻の件)	加藤善九郎→石田庄兵衛殿	寄せ人馬は朝五ツ時、歩行夫は正七ツ時
87	42上	文化6. 4. 29	覚(上使御用に付軽尻指出の件)	生駒造酒衛門・早川善次郎→千住ヨリ水戸迄道中宿々問屋中	
88	42下	文化6. 4. 29	〔御用状〕(上使御用にて主人其地江着被致候節中御殿迄可差出候に付)	生駒造酒衛門内橋本幸八・早川善次郎内山本鯛蔵→水戸下町問屋中	87関連
89	42下	-. -. -	〔御用状〕(至極急御用、村次次第早々可被届候に付)	紅葉御郡方 長谷川儀七郎→-	87関連
90	42下	-. -. -	〔御用状〕(至極急御用、村次次第早々可被届候に付ほか)	紅葉御郡方 長谷川儀七郎→-	87関連
93	43下	-. -. -	〔留書〕(上使御入に付様子書上)	小幡・長岡・吉田・台町庄屋中→-	87関連
95	45上	文化6. 5. 6	〔町年寄達〕(馬指吉三郎御救金済に付御礼の件)	加藤善九郎→石田庄兵衛様	
96	45上	文化6. 5. 11夕	〔留書〕(今出屋吉郎兵喧嘩罷成御繩に付女房等恐入申出之旨)		
97	45上	文化6. 5. 12	〔町年寄達〕(吉郎兵喧嘩の義に付)	加藤善九郎→嶋利兵衛殿	
98	45下	文化6. 5. 12	〔留書〕(今出屋吉郎兵衛入獄に付見舞の件)		

水戸下市御用留(三)(文化3年～文化10年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
99	45下	-. -. -	〔留書〕(殿様吉田御参拝に付)		5月13日五ツ半時
100	45下	文化6. 5. 19朝	〔留書〕(今出屋吉郎兵衛出獄に付御礼廻の件)		
101	45下	文化6. 5. 19	〔奉行所達〕(東海道吉原宿困窮に付人馬賃銭割増の件)	土井大炊頭殿・丹阿弥→御城付共江/丹武衛門→石田庄兵衛殿・佐藤五右衛門殿	
102	46上	文化6. 5. 20	〔御用状〕(殿様吉田薬王院江被為成候に付)	嶋利兵衛→佐藤五右衛門様	
103	46下	文化6. 5. 19	〔留書〕(殿様静明神江御参拝に付)		
104	46下	文化6. 5. 21	〔留書〕(殿様吉田薬王院江御成に付)		
105	46下	文化6. 5. 22	〔留書〕(殿様松平主書様江御入に付麦の御馳走の件)		
106	46下	文化6. 5. 29	〔御用状〕(五月廿五日総御目見の件)	丹武右衛門→佐藤五右衛門殿	
107	47上	文化6. 6. 6	〔留書〕(御上使賄代金請取并に殿様磯浜御成の件)		殿様御成は6月2日
108	47上	文化6. 6. 9	〔留書〕(寛政八、九年頃と近年の商高引くらべ書付指出に付)		二割三割位ヅ、減
109	47下	文化6. 6. 13	〔留書〕(町内盛砂・諸道具代金鑑割合書上)		道具は縄・箒木・竹・さる
110	48上	-. -. -	〔留書〕(六月十六日御諸士中様并惣領次男三男迄御目見に付賄の件)		
111	48上	-. -. -	〔留書〕(六月廿六日諸寺院諸社人御目見相済候に付)		
112	48上	文化6. 6. 25	〔奉行所達〕(松平越前守殿の父左兵衛督殿卒去に付鳴物等御停止の件)	大和田小八郎→-	
113	48下	文化6. 7. 5	〔留書〕(藤柄町玉屋左兵衛組頭被仰付候件風聴)		
114	48下	-. -. -	〔留書〕(殿様地引等・上火御上覧の件)		7月22日
115	48下	文化6. 7. 22	〔奉行所用状〕(公儀ヨリ御鷹の雲雀被遣候に付)	海野泉蔵→石田庄兵衛殿・佐藤五右衛門殿	届いたら奉行・与力宅へ差出
116	49上	文化6. 7. 25	覚(御状箱并御証文等指送の件)	日光道中千住宿問屋八郎衛門・年寄六衛門→新宿町ヨリ水戸長岡迄宿々問屋中	
117	49上	文化6. 7. 25	覚(奉書添状)	備前→新宿町ヨリ水戸長岡迄宿々問屋中	116の添状、宛先は山野辺主水正、返札は江戸月番老中へ
118	49上	文化6. 7. 26	覚(奉書等水戸到着に付御城江差出・返書送の件)		
119	50下	-. -. -	〔留書〕(八月十六日~二十二日殿様御国御順村に付)		
120	50下	-. -. -	〔留書〕(御町奉行猪飼伝衛門様御部屋様御死去に付御宅・御寺江罷越の件)	(年寄衆→-)	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
121	50下	文化6. 8. 26	〔留書〕(当春御帰国に付御用金上納の件)		
122	51上	文化6. 8. 29	〔奉行所達〕(御町人着服の義麻・木綿の外一切御停止の件)	小林兵十郎→-	
123	51上	文化6. 9. 10	口上(猪飼伝衛門様御不幸の御礼の件)	嶋利兵衛→佐藤五右衛門様	
124	51下	文化6. 9. 20	口上書(御町内商ひ高書出の下書貸与の願書)	長四郎→-	落合長四郎カ、同内容付属状あり
125	51下	- . - . -	〔留書〕(殿様保内郷御順村被為遊候件)		9月18日~24日
126	51下	文化6. 10. 9	〔奉行所達〕(俊祥院様御一周忌御法事に付鳴物等御停止の件)	海野泉蔵→-	他に音曲・殺生・普請・武芸者が停止
127	52上	文化6. 10. 11	〔町年寄達〕(殿様御鷹野先江町人不能出件)	-→左近司長三郎/左近司長三郎→-/嶋利兵衛→佐藤五右衛門貴下	
128	52上	文化6. 10. 11	〔奉行所達〕(恭岳院様十七回御忌御取越御法事に付鳴物等御停止の件)	海野泉蔵→-/嵐利兵衛→佐藤五右衛門様	他に音曲・殺生・普請・武芸者が停止
129	52上	文化6. 10. 12	〔留書〕(御祝儀に付御餅頂戴の件)		
130	52下	文化6. 10. -	乍恐以書付奉願上候(問屋格合の件)	問屋格之者共・問屋共・問屋上座家格之者共→御町御役所様	
131	53上	享保12. 7. 20	享保年中御達シ写シ(問屋家格の件)		
132	53上	文化6. 10. 18	〔留書〕(問屋家格の件)		130・131と関連
133	53上	- . - . -	〔留書〕(下御町錢相場為相立候処心得違有之に付)		
134	53下	- . - . -	〔留書〕(錢相場直段相定方法并錢相場年番書上)		
135	54上	文化6. 10. 26	〔奉行所達〕(古綿買上に付請取差出)	海野泉蔵→佐藤五右衛門殿	
136	54上	文化6. 10. 27	〔用状〕(御用金皆納に付)	嶋利兵衛→佐藤五右衛門様	
137	54下	文化6. 11. 1	口上(質物の儀に付寄合致度件)	江幡次郎衛門→清水町齊藤忠次衛門/清水町齊藤忠次衛門→-	
138	54下	文化6. 11. 4	〔奉行所達〕(役格相改に付)	落合長四郎→石田庄兵衛殿・佐藤五右衛門殿	
139	55上	- . - . -	〔御用状〕(問屋役格相改廻状に付)		
141	56上	文化6. 11. 8	〔奉行所達〕(問屋共諸願書等問屋役添印御町年寄末印を以指出候様に付・他所ヨリ米穀買入御禁制の件)	小林兵十郎→-	
142	56上	- . - . -	〔留書〕(殿様御順村被為遊に付)		
143	56上	文化6. 11. 22	〔奉行所達〕(火の元用心に付)	小林兵十郎→-	
144	56下	- . - . -	〔留書〕(御達書月番送り延引に付大高職衛門方の写しを相賞候件)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
145	56下	- . - . -	[奉行所達] (問屋役格相改に付)	→御町年寄共	
146	56下	文化6. 11. 29	[奉行所達] (火の元改に付町役人罷出案内・自身番差出・起番相立の件)	小林兵重郎→-	
147	57上	文化6. 11. 晦	[奉行所達] (火の元大切に付)	小林兵重郎→-	
148	57上	文化6. 12. 1	[奉行所達] (人馬船渡割増の件)	大和田小八郎→-	已12月~戌11月
149	57上	文化6. 12. 2	[町年寄達] (町番所償金御免の件)	左近司長三郎→-	
150	57下	文化6. 12. 3	[町年寄達] (殿様御参府の件)	左近司長三郎→-	4月中
151	57下	文化6. 12. 11	[留書] (正月御目見出欠覚書ニ被致差出候件)	(年寄衆→) 山田清左衛門	
152	58上	文化6. 12. 21	[御用状] (正月御目見欠席之者共可申出儀に付)	畷利兵衛→佐藤五右衛門様	
153	58上	文化6. 12. 晦	午正月三日御目見順序面附	江幡次郎衛門	八四名
154	60下	文化6. 12. 晦	[町年寄達] (大吟味方御用に付丸水御挑灯御願の件)	大和田小八郎→佐藤五右衛門殿	
155	61上	- . - . -	已十二月暮指四ヶ町補金ヨリ渡シ覚		12月29日渡
156	61上	- . - . -	[留書] (正月御目見の件)		文化7年1月3日以降のもの
157	61下	文化7. 1. 3	[留書] (大吟味方江年頭御祝儀の件)		
158	62上	- . - . -	[達] (丸水挑灯御預願に付相済候件)	→大吟味役中江/大吟味役→-/→佐藤五右衛門	
159	62上	文化7. 1. 4	[奉行所達] (手廻日雇賃高直に取ることの禁止)	丹武衛門→-	
	62下	文化7. 1. 6	[町年寄達] (九拾才以上之者人別書付可指出候に付)	加藤善九郎→-	
	62下	文化7. 1. 6	[奉行所達] (御同名付候儀ハ不相成候条に付)		
160	62下	文化7. 1. 6	[公儀触] (為負手疵迹去候に付吉蔵人相書)	土井大炊頭殿→丹阿弥→御城付/丹武衛門→-	
161	63上	文化7. 1. 8	[町年寄達] (普請金請取の件)	加藤善九郎→佐藤五右衛門殿	
162	63上	文化7. 1. 8	[町年寄達] (讃州様御使者に付夜具用立の件)	加藤善九郎→佐藤五右衛門殿・木村伝六殿	
164	63下	文化7. 1. 8	[奉行所達] (博奕禁止并寺社方支配の遊民人別帳指出の件)	丹武衛門→-	
165	63下	文化7. 1. 9	口上 (寄合仕度儀に付)	玉屋左兵衛・玉屋長衛門→八人名当テ	
166	64上	文化6. 12. 28	[評定所達] (調達金利金相渡の件)	菊池弥惣衛門・梶清治衛門→七軒町佐藤五衛門方・本三町め三郎兵衛方・式町め重兵衛方・四町目木村伝六方・藤衛門方・七町目惣兵衛方・清水町斎藤忠次衛門方・紺屋町嘉兵衛方	当年暮れに渡すのを年末故に翌月23日に変更

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
167	64上	文化7. 1. 9	〔奉行所達〕（どんと火焼禁止に付）	丹武衛門→-	
168	64下	文化7. 1. 13	〔町年寄達〕（雨宮又右衛門殿御足目者成頂戴に付御祝儀参上の件）	加藤善九郎→-	
169	64下	- . - . -	〔用状〕（正月御目見に付茶炭の代割合書上）		十六人に八文づつ
170	65上	文化6. 12. -	〔留書〕（本六町目小兵衛後家みよ奇特に付御褒美下置の件達）		
171	65上	文化7. 1. 28	〔用状〕（御廻状失念に付御容赦の件）	嶋利兵衛→佐藤五衛門様	
172	65下	文化7. 2. 4	〔用状〕（御目見の節割合の件御返進申上に付）	裏壱町目利兵衛→佐藤五衛門様	
173	65下	文化7. 2. 4	〔用状〕（御目見の節為休足所御房主方借用に付舎礼金指出の件）	石田庄兵衛→-	
174	65下	文化7. 2. 4	〔町年寄達〕（他所商人宿にて商売致候者不束至極に付達の件）	落合長四郎→-	
175	66上	文化7. 2. 4	〔町年寄達〕（金勘定へ懸り候願指出の件）	落合長四郎→-	10日迄に（左近司カ）長三郎へ
176	66上	文化7. 2. -	乍恐以書付奉願上候事（利十跡役被仰付候得共困窮に付甚指仕難儀に付金子拝借願の件）	馬指吉三郎→- / 佐藤五衛門・石田庄兵衛→御町御役所様	金二両拝借願
177	66下	文化7. 2. -	乍恐以書付奉願上候事（先年類焼以来連々困窮仕に付拝借金上納延引願の件）	石田庄兵衛→- / 佐藤五右衛門→御町御役所様	拝借金八十両の内、五両と利金上納、残りを来未3月迄拝借
178	67上	文化7. 2. 7	〔町年寄達〕（讃州様御使者御用に付夜具指出の損料相渡の件）	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	去月18日之件
179	67上	文化7. 2. -	覚（町用補金利息御下ヶ願）	佐藤五衛門→御町御役所様	金三両
180	67上	文化7. 2. 8	〔留書〕（御目見之節茶・炭入目割合取立の件）		
181	67下	文化7. 2. 10	〔留書〕（鈴木太兵衛三口金掛り御免に罷成候件風聴）		
182	67下	文化7. 2. 10	〔留書〕（木村伝六太兵衛跡役被仰付候件風聴）		
183	67下	文化7. 2. 10	〔留書〕（藤治衛門長次郎跡町用会取扱被仰付候件風聴）		
184	67下	文化7. 2. 10	〔留書〕（三郎平長次郎跡水道掛り被仰付候件風聴）		
185	67下	- . - . -	〔留書〕（三口金勘定に付出勤の件）		本壱町め御会所にて、市日は休み
186	67下	- . - . -	〔留書〕（殿様湊御殿御成被遊候件）		2月2～9日
187	68上	文化7. 2. 22	〔用状〕（笠原不動堂入仏供養の件触）	嶋利兵衛→佐藤五右衛門様	

水戸下市御用留（三）（文化3年～文化10年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
188	68上	文化7. 2. 24	〔御用状〕(御目見被仰付候件)	菊池弥惣衛門・梶清次衛門→七軒町佐藤五右衛門殿・本町町め藤兵衛方・三郎平方・本四町町め木村伝六殿・鈴木太兵衛殿・本四町町め藤衛門方・本四町町目仁衛門方・本六町町め平兵衛方	
189	68上	文化7. 2. 24	〔奉行所達〕(御鹿狩諸心得に付)	海野泉蔵→-	火之元大切・酒売・拜見人罷出禁止
190	68下	文化7. 2. 26	〔留書〕(七軒町屋体足り合金被下置候に付御礼罷出の件)		
191	68下	文化7. 2. 25	〔町年寄達〕(殿様御帰国に付御城被下物在之間可指出に付)	江幡次郎衛門→-	4月2日発駕、5日上着
192	69上	文化7. 2. 27	〔奉行所達〕(柵町指銭差置に付請取の者指出の件)	海野泉蔵→佐藤五衛門殿	
193	69上	文化7. 2. 晦	〔町年寄達〕(御城被下物在の候に付御用金指上ケ候者共面付并家格御記差出の件)	江幡次郎衛門→-	
194	69上	文化7. 2. 晦	〔町年寄達〕(御城被下物在の候に付御用金指上ケ候者共面付并家格御記差出の件)	江幡次郎衛門→-	
195	69下	文化7. 3. 1	〔奉行所達〕(欠落人桑名屋喜兵衛人相書)	土井大炊頭・専阿弥→御城付共/小林兵十郎→-	御公儀からは2月に
196	69下	文化7. 3. 1	〔用状〕(御挑灯御目見に罷出候節受取候様可被致候に付)	梶清次衛門・三村儀八→御用佐藤五衛門殿	3日の御目見時に受取
197	70上	文化7. 3. -	指上申一札の事(丸水御用挑灯御渡被下置の件)	七軒町佐藤五右衛門→-	
198	70上	文化7. 2. 10	覚(御用挑灯請取の件)	-→挑灯屋八衛門	梶清次衛門様へ頼、江戸で拵
199	70下	文化7. 3. 3	〔留書〕(三月三日大吟味方御附属御用達の内御目見被仰付候者共書上)		
200	71下	文化7. 3. 4	〔留書〕(大吟味方御附属御用に付御目見の件宴席及引物の件)		
201	72上	- . - . -	〔留書〕(頂戴御盃之項に付)	佐藤五右衛門→-	3日御目見の引き出物
202	72上	文化7. 3. 6	覚(御用に付歩行夫指出の件)		
203	72下	- . - . -	〔留書〕(御合力初御証文谷津所嘉衛門殿へ相願候件)		
204	73上	文化7. 2. 22	〔用状〕(笠原不動入仏供養の件・椿油頂戴の件願)	嶋利兵衛→佐藤五衛門様貴下	
205	74上	文化7. 3. 15	〔公儀触〕(継母小里んを殺害逃去し藤三郎人相書)	青山下野守殿→林阿弥→御城付/小林兵十郎→-	青山下野守よりは2月に

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
206	74下	文化7. 3. 16	〔奉行所達〕(御鹿狩に付諸心得の件)	小林兵十郎→-	火之元大切・酒売・拝見人 罷出禁止
207	74下	- . - . -	〔留書〕(御鹿狩の件)		
208	74下	文化7. 3. 21	〔奉行所達〕(御買物方御用の為木綿買上に付)	小林兵十郎→-	
209	75上	文化7. 3. 21	〔町年寄達〕(殿様御参府に付不罷出者書上の件)	落合長四郎→-	
210	75上	文化7. 3. 24	〔奉行所達〕(殿様御参府に付諸心得書上)	小林兵十郎→-	
211	75下	文化7. 3. 29	〔奉行所達〕(自身番免許に付諸心得)	小林兵十郎→-	
212	75下	文化7. 4. 3	〔奉行所達〕(御見分に付町役人案内の件)	大和田小八郎→-	
213	76上	文化7. 4. 2	〔留書〕(四月二日殿様御発駕の件)		
214	76上	文化7. 4. 4	御祭礼露払供奉覚	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎衛門・加藤善九郎	上番拾五人・下番拾六人
215	76下	- . - . -	〔留書〕(殿様御参府に付御町奉行様・御組衆・御供廻り御宿書上)		町奉行は福嶋屋惣助・御組衆は井筒屋喜兵衛・御供廻り衆は那波屋九兵衛が御宿勤
216	77上	- . - . -	〔留書〕(御内證様御参府に付人足入用の件)		長持二七捍御駕籠二十八指出・諸人足余程御入用
217	77上	文化7. 4. 14	〔奉行所達〕(御祭礼に付諸心得の件書上)	大和田小八郎→-	4月15~17日
218	77下	文化7. 4. 16	午御祭露払供奉覚	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎衛門・加藤善九郎→-	(上番カ)拾五人下番六人
219	78上	文化7. 9. 19	〔町年寄達〕(御祭礼に付風流物等御方様御詰前に繰込の件)	左近司長三郎→-	
220	78下	- . - . -	〔留書〕(御祭礼次第)		
221	78下	文化7. 4. 22	〔用状〕(供奉に付茶・弁当番人入目指割)	佐藤五衛門→石井七衛門様・祖河原三郎衛門様・蔭山与次兵衛様・亀山源二郎様・高岡太郎兵衛様・平野伊左衛門様・横山吉衛門様・瀧田久三郎様・増田庄兵衛様・加藤三郎衛門様・塩崎弥兵衛様・平山清三郎様・恵川久助様・佐藤宗衛門様	十五人
222	79上	- . - . -	〔留書〕(茶番のかんはん・帯袴に付人別割取立の件)		
223	79上	文化7. 4. 27	〔奉行所達〕(問屋場人馬召使の儀旧弊相改の件)	→-石田庄兵衛・佐藤五衛門	
224	79下	- . - . -	年寄衆江御達に而年寄衆ヨリ三郎衛門方へ御達シ書左の通の事(本三町目組頭三郎衛門問屋代免許の件)		

水戸下市御用留(三)(文化3年~文化10年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
225	80上	文化7. 5. 17	[奉行所達] (若殿様御登城に付御祝儀の件)	海野泉蔵→-	
226	80上	- . - . -	[留書] (屋台勘定に付十人組頭吉兵衛被参候件)		
227	80上	文化7. 5. -	口上覚 (長衛門数代の者に付下ケ金願)	齊藤忠次衛門・佐藤五右衛門・木村伝六 →御町御役所様	
228	80下	文化7. 5. 23	[留書] (長衛門数代の者に付下ケ金願の件)		227についての覚書
229	81上	文化7. 5	口上覚 (長衛門数代の者に付下ケ金願の件)	齊藤忠次衛門・佐藤五右衛門・佐藤五右衛門・木村伝六→御町御役所様	5月25日に再提出したもの
230	81下	- . - . -	[留書] (三郎衛門跡役倅彦治郎江被仰付候件)		
231	81下	文化7. 4. 13	御城書の写 (三月五・六日大雨洪水に付破損所書上)	松平肥前守→-	
232	82上	- . - . -	内々沙汰の已脇合ヨリ被為見候に付 (清心院様・お永の方様御二方様方大師河原江御遠足に付)		去17・18日
233	82下	文化7. 6. 7	[留書] (小田切土佐守殿御役宅にて金五衛門乱心の件)		死者二名・負傷者九名
234	83上	文化7. 6. 7	[町年寄達] (御町年御祝儀不罷出候者多相見に付不束の件)	左近司長三郎→-	
235	83上	文化7. 6. 9	[奉行所達] (惇信院様御法事に付立番指出の件)	小林兵十郎→-	6月11日夕~17日
236	83上	文化7. 6. 7	[町年寄達] (文公様御新葬の節御使者御用に用立候儀に付一人切書上の件)	左近司長三郎→-	
237	83下	文化7. 6. 22	[留書] (絹布・木綿夜着布団扣)		236の書上
238	84下	文化7. 7. 10	[留書] (質帳壱冊御判願に付指出申候件)		
239	84下	文化7. 6. -	覚 (源文公様御新葬に付御用立候夜具数書上)	佐藤五右衛門→御町御年寄衆	
240	85上	文化7. 7. 5	[奉行所達] (若殿様御元服に付御祝儀の件)	丹武右衛門→-	若殿様左衛門督齊脩と称す
241	85下	文化7. 7. 16	[奉行所達] (御廟制全備に付御法事旧制丹復候件)	江幡次郎衛門→-	
242	85下	文化7. 7. 18	[奉行所達] (御本丸御誕生の御男子要の丞様と奉称候に付)	丹武右衛門→-	
243	86上	文化7. 7. 28	[町年寄達] (讃州様御使者到着に付夜具指出の件)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
244	86上	文化7. 7. 26	[奉行所達] (威公様百五拾回御忌御法事に付鳴物等御停止の件)	丹武右衛門→-	27日~29日迄、他に殺生・鉄砲・普請・武芸が停止、立番を出す
245	86上	文化7. 7. 27	[奉行所達] (讃州様御使者御用に付料紙硯箱借用致度件)	海野泉蔵→佐藤五衛門殿	
246	86上	文化7. 8. 1	[町年寄達] (雨宮又右衛門殿御養妹中村重兵衛妻被致死去候に付御悔の件)	左近司長三郎→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
247	86下	文化7. 8. 1	〔用状〕(中村重兵衛様義神応寺江朝夕御届ケニ罷越候件)	佐藤五右衛門→木村伝六様・石田庄兵衛様・山田清左衛門様	
248	86下	文化7. 8. -	乍恐以書付奉願上候事(富沢村円通寺移転御免の件願)	円通寺壇中之者共ノ千波村組頭利衛門・同兵左衛門・同利三郎・同与兵衛・同庄屋利兵衛・富沢村組頭幸吉・同庄屋与衛門→御郡御奉行所様	
249	87下	文化7. 8. 11	〔公儀触〕(左代四郎人相書)	青山下野守殿→丹阿弥→御城付ノ大和田小八郎→-	
250	87下	文化7. 9. 3	〔町年寄達〕(大下水払に付)	加藤善九郎→-	
251	88上	文化7. 9. 4	〔奉行所達〕(忍ニセリ売致候者不束に付)	海野泉蔵→-	
252	88上	文化7. 9. 6	〔奉行所達〕(浚明院様廿五回御忌御法事に付立番出シ候に付)	海野泉蔵→-	
253	88上	文化7. 9. 7	〔町年寄達〕(讃州様御使者江御用立品損料鑑御渡に付請取人遣候件)	加藤善九郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
254	88下	文化7. 9. 26	〔奉行所達〕(御町人共絹服御制禁相弛候に付町役人改方不行届の件)	海野泉蔵→-	
255	88下	文化7. 11. 11	容体書(岡田村源蔵)	小林兵十郎→-	
256	88下	文化7. 10. 14	〔奉行所達〕(俊祥院様三回御忌御法事に付鳴物等御停止の件)	小林兵十郎→-	
257	89上	文化7. 10. 15	〔奉行所達〕(困窮に付人馬賃銭割増の件)	小林兵十郎→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	午10月ヨリ戌12月迄の5年間5分増し
258	89下	文化7. 10. 15	〔町年寄達〕(駅々困窮に付人馬賃銭割増の件)	落合長四郎→-	257と同内容
259	89下	文化7. 10. 29	〔町年寄達〕(灰屋塚くね改に付町役人・町頭罷出案内の件)	浅川彦重・塙長衛門	
260	90上	文化7. 11. 1	〔奉行所達〕(火の元用心に付諸心得書上)	大和田小八郎→-	
261	90上	文化7. 11. 1	〔留書〕(灰屋塚くね御改に付)		
262	90上	文化7. 11. 9	〔奉行所達〕(久昌院様百五拾回御忌に付鳴物等御停止の件)	大和田小八郎→-	11月12~14日迄、他に普請・武芸停止、立番出し
263	90下	文化7. 11. 10	〔町年寄達〕(讃州様御使者参候に付夜具御用立の件)	加藤善九郎→佐藤五衛門殿	付属状「〔町年寄達〕大和田小八郎→佐藤五衛門殿」
264	90下	文化7. 11. 19	〔奉行所達〕(奉行所内達に付御預ケ金被仰付候件)	鈴木太兵衛→-	五人之衆中へ金五拾両ツ、五分利金で来未8月まで
265	90下	文化7. 11. 18	〔留書〕(御預ケ金明後日御評定所御役所に相渡候件)		

水戸下市御用留(三)(文化3年~文化10年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
266	90下	- . - . -	御預り申上候金子の事(雑型)		
267	91上	文化7. 11. 28	〔町年寄達〕(夜具損料御渡の件)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
268	91上	文化7. 11. 29	〔奉行所達〕(火の元改に付町役人案内罷出の件)	大和田小八郎→-	
269	91上	文化7. 12. 9	〔奉行所達〕(紛敷頼母子興行禁止に付)	丹武右衛門→-	
270	91下	文化7. 12. 14	〔奉行所達〕(寒念仏御停止の件)	丹武右衛門→-	
271	91下	文化7. 12. 17	〔町年寄達〕(当暮返済御用金来春返済ニ相成候件)	江幡次郎衛門→山田清左衛門殿・佐藤五衛門殿	
272	91下	文化7. 12. 21	〔奉行所達〕(前金田の件不束の至に付)	丹武右衛門→-	
273	92上	文化7. 12. 22	〔奉行所用状〕(馬金相渡候に付私宅江罷越候件)	海野泉蔵→佐藤五衛門殿	馬金二百両
274	92上	文化7. 12. 28	〔評定所達〕(調達金利足相渡候件)	大津源次郎・菊池弥惣衛門→七軒町佐藤五衛門殿・本四町め木村伝六殿・同鈴木太兵衛殿	
275	92下	文化8. 1. 14	〔町年寄達〕(讃衆様御使者御用に付夜具用立の件)	加藤善九郎→佐藤五衛門殿	
276	92下	文化8. 1. 16	覚(滑川村百姓庄左衛門女房きち容体書)	海野泉蔵→-	
277	92下	文化8. 1. 29	〔奉行所達〕(田方より土取の件不心得の至に付)	海野泉蔵→-	
278	93上	文化8. 1. 29	〔奉行所達〕(御目附鶴殿平七殿下りに付火の元大切に可仕候件)	海野泉蔵→-	
279	93上	文化8. 2. 1	〔留書〕(初午に付神事遊び致候件申合)		
280	93上	文化8. 2. 1	〔奉行所達〕(石神御郡下於金沢村藪野ニ手疵を負相果候女容体書)	大和田小八郎→-	
281	93下	文化8. 2. 6	〔町年寄達〕(諸士中へ読書指南致者に付御糺の上申出候件)	左近司長三郎→-	
282	93下	文化8. 2. 19	〔町年寄達〕(諸士中へ読書指南致者に付御糺の上申出候件)	江幡次郎衛門→-	
283	93下	文化8. 2. 19	〔奉行所達〕(孝恭院様三十三回御忌御法事に付立番出火の元大切に仕候件)	大和田小八郎→-	
284	94上	- . - . -	〔留書〕(本七町目名主長次郎跡役高野屋惣兵衛に被仰付候件風聴)		
285	94上	文化8. 2. 29	〔奉行所達〕(三月二日欠所に付好人ハ罷出候件)	大和田小八郎→-	
286	94上	文化8. 閏2. 21	〔奉行所達〕(御鷹狩に付諸心得の件)	丹武右衛門→-	
287	94上	文化8. 閏2. 25	〔町年寄達〕(去巳年御帰国御用金返済分相渡候件)	左近司長三郎→木村伝六殿・山田清左衛門殿・佐藤五右衛門殿	
288	94下	文化8. 閏2. 26	〔奉行所達〕(御買物方木綿買上の為御用不相済内買取禁止に付)	丹武衛門→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
289	94下	文化8. 3. 16	〔町年寄達〕（註文荷に付駒口銭指置の件）	左近司長三郎→木村伝六／木村伝六→山田清左衛門様・石田庄兵衛様・井平八様・佐藤五衛門様	
290	95上	文化8. 3. —	〔留書〕（町用金元帳拵に付組頭江相渡候件）		
291	95上	文化8. 3. 29	〔奉行所達〕（自身番免許の件・御祭礼に付為町見分町役人罷出の件）	海野泉蔵→-	
292	95下	文化8. 3. —	口上覚（御祭礼露払供奉の儀絹紬着用御免願の件）	大高織衛門・菅又庄左衛門・佐藤五衛門・石田庄兵衛・林平八・山田清左衛門・木村伝六→御町御役所様	
293	95下	文化8. 4. 4	〔奉行所達〕（御町人共絹紬着用差障在の候件）	加藤善九郎→木村伝六	292に対する奉行所の返答
294	96上	文化8. 4. 4	〔町年寄達〕（供奉着用願之儀に付）	木村伝六→山田清左衛門様・林平八様・石田庄兵衛様・佐藤五衛門様	292・293関連
295	96上	文化8. 4. 4	〔奉行所達〕（御買物方御用相済候に付）	大和田小八郎→-	288関連
296	96上	文化8. 4. 14	〔奉行所達〕（御祭礼に付諸心得書上）	大和田小八郎→-	4月15～17日
297	97上	文化8. 4. 14	〔奉行所達〕（諸風流物引着の件）	小林兵十郎→-	
298	97上	文化8. 4. 19	〔町年寄達〕（給三郎様土屋左衛門殿賀養子の儀被相願候に付御領掌の件）	落合長四郎→-	
299	97下	— . — . —	〔留書〕（庄兵衛他行に付代役不差上候件）		
300	97下	— . — . —	〔留書〕（家格帳出来に付加藤善九郎殿へ為見に持せ遣候件）		
301	98上	文化8. 4. 29	〔奉行所達〕（御国産繭并糸本町壱町目三八の日市相立候件）	大和田小八郎→-	
302	98上	文化8. 4. 29	〔奉行所達〕（立番免許の件）	大和田小八郎→惣町名主当テ	
303	98上	文化8. 5. 5	〔奉行所達〕（相馬因幡守様御通行に付道橋掃除申付の件）	小林兵十郎→-	5月7日
304	98上	文化8. 5. 9	〔留書〕（相馬様御通行に付取置候ろうそく返の件）	（夫竹蔵→-）	
305	98上	文化8. 5. 15	〔奉行所達〕（殺生場拵候に付田方の障に不相成候件）	大和田小八郎→-	
306	98下	— . — . —	〔留書〕（家格帳出来に付六月五日名主利兵衛殿へ持参の件）		
307	98下	文化8. 6. 6	〔奉行所達〕（富突の件不届の至に付）	松平伊豆守・丹阿弥→御城付共／丹武衛門→-	公儀よりは5月に触あり
308	99上	文化8. 6. 9	〔奉行所達〕（酒造杜氏共会合相止の件）	丹武衛門→-	
309	99上	文化8. 6. —	口上覚（林平八御暇願）	林平八→御町御役所様	

水戸下市御用留（三）（文化3年～文化10年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
310	99上	文化8. 6. 26	〔町年寄達〕(林平八御暇願相済候件)	落合長四郎→佐藤五衛門殿	
311	99下	文化8. 7. 29	〔奉行所達〕(菅谷村百姓勝衛門乱心致し村方出立去候に付容体書)	海野泉蔵→-	
312	99下	文化8. 8. 9	〔奉行所達〕(丹武衛門御廟番被仰付候に付)	小林兵十郎→-	8月10日御祝儀に木村伝六・石田庄兵衛・佐藤五衛門三人罷出
313	99下	- . - . -	〔留書〕(大和田小八郎様八月十二日御病死の件)		
314	100上	文化8. 8. 19	〔町年寄達〕(猪飼伝衛門殿御次男伝治郎方多治見権兵衛江養子御願の通相済候に付御祝儀の件)	落合長四郎→木村伝六殿	23日御祝儀に山田清左衛門・石田庄兵衛・佐藤五衛門罷出
315	100上	文化8. 8. 24	〔御用状〕(御借出の金廿八日元利役所江納候件)	小林兵十郎→佐藤五衛門殿	金五拾匁
316	100上	文化8. 8. 25	〔町年寄達〕(先歩行夫役清吉上納分預候分式朱被遣候様致度件)	落合長四郎→佐藤五衛門殿	
317	100上	文化8. 8. 25 七ツ半時過	〔留書〕(歩行夫役新蔵に式朱相渡すに付)		316関連
318	100上	文化8. 9. 4	〔留書〕(明五日大水払の件御達に付)		
319	100下	- . - . -	〔留書〕(吉田明神御備所御普請に付まき餅の件風聞)		
320	100下	文化8. 9. 11	覚(吉田明神祭礼に付人馬指出の件)	左近司長三郎・加藤善九郎→-	人足六拾人・鞍置馬六疋
321	100下	文化8. 9. 14	〔奉行所達〕(榊藤三郎御町与力被仰付候に付)	海野泉蔵→-	
322	100下	文化8. 9. 14	〔奉行所達〕(吉田明神祭礼に付町役人罷出案内の件)	海野泉蔵→-	
323	101上	文化8. 9. 14	〔町年寄達〕(踊指出願相済候に付)	左近司長三郎→-	
324	101上	文化8. 9. 18	〔奉行所達〕(安藤対馬守殿御通行に付道橋掃除等可致候件)	海野泉蔵→-	9月21日御通行
325	101上	文化8. 9. 20	〔奉行所達〕(小宮政五郎口書転役の件)	榊藤三郎→-	
326	101上	文化8. 9. 29	〔奉行所達〕(君嶋藤内御町与力被仰付候件)	榊藤三郎→-	
327	101下	文化8. 10. 9	〔奉行所達〕(文昭院様百回御忌御法事に付立番出シ候件)	榊藤三郎→-	10月13日夕~14日
328	101下	文化8. 10. 10	〔奉行所用状〕(指替置候御用金相渡候に付請取書付持参私宅江罷越の件)	海野泉蔵→佐藤五衛門殿	
329	101下	文化8. 10. 16	〔留書〕(加納小衛門御法事に付御国徘徊御免の件風聴に付祝儀罷越の件)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
330	101下	文化8. 10. 19	〔町年寄達〕(鍛冶屋・加わち天井・酒屋・醤油屋・湯屋・釜場・たはこ入込場等御見分に付案内の件)	左近司長三郎→-	
331	102上	文化8. 10. 22	〔奉行所達〕(相馬因幡守殿御通行に付道橋掃除等の件)	榊藤三郎→-	10月25日御通行
332	102上	文化8. 10. 23	〔奉行所達〕(相馬因幡守殿御通行に付)	榊藤三郎→佐藤五衛門殿	10月25日御通行
333	102上	文化8. 10. 24	〔町年寄達〕(文公様御七回忌に付硯箱御用立の件)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
334	102上	文化8. 10. 25	〔町年寄達〕(文公様御法事御使者御用に付夜具指出の件)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
335	102下	文化8. 10. 27	〔奉行所達〕(文公様御法事に付鳴物御停止の件)	榊藤三郎→-	
336	102下	文化8. 10. 29	〔奉行所達〕(日の元用心の件心得書上)	榊藤三郎→-	
337	102下	文化8. 10. 29	〔町年寄達〕(灰屋塚くね改に付町役人罷出案内の件)	綿引彦十・塙長衛門→-	
338	103上	文化8. 11. 8	〔奉行所達〕(中川彦四郎小宮政五郎跡内物書被仰付候件)	広瀬伝五衛門・小室左吉→-	
339	103上	文化8. 11. 17	〔達〕(運上金入札に付)	石川忠衛門・清水新十郎→-	
340	103上	文化8. 11. 19	〔公儀触〕(信州水内郡蟹沢村の内二ツ石新田八衛門人相書)	松平伊豆守殿→専阿弥→御城付/君嶋藤内→-	公儀よりは未11月に触
341	103下	文化8. 11. 8	〔奉行所達〕(中川彦四郎小宮政五郎跡内物書被仰付候件)	広瀬伝五衛門・小室左吉→-	付属状、338と同一カ
342	105上	文化8. 11. 21	〔奉行所達〕(寒念仏の儀御停止の件)	君嶋藤内→-	
343	105下	文化8. 11. 27	〔奉行所用状〕(馬金拝借人面付窺出の件)	君嶋藤内→佐藤五衛門殿	
344	105下	- . - . -	当春馬金拝借人面付		343の面付書上
345	105下	文化8. 11. 29	〔奉行所達〕(火の元用心に付心得書上)	君嶋藤内→-	
346	106上	文化8. 12. 3	〔奉行所達〕(若殿様正四位下少将御官位被遊候に付御祝儀の件)	小林兵十郎→-	
347	106上	文化8. 12. 4	〔町年寄達〕(若殿様御官位御祝儀に付願指出の件)	加藤善九郎→-	
348	106上	文化8. 12. 17	〔町年寄達〕(当年中十五才已下致病死候分書出の件)	加藤善九郎→-	
349	106上	文化8. 12. 20	〔奉行所達〕(人馬賃割増の件)	小林兵十郎→佐藤五衛門殿・石田庄兵衛殿	
350	106下	文化8. 12. 21	〔評定所達〕(調達金利足相渡候件)	大津源次郎・梶清次衛門→鈴木太兵衛殿・木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
351	106下	- . - . -	未暮諸指銭帳之写シ(文化8年諸指銭帳写)		寄り高三貫貳拾貳文
352	107上	文化9. 1. 7	〔奉行所達〕(戸村百姓吉三郎乱心いたし宿ト立去り候に付容体書)	海野泉蔵→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
353	107上	文化9. 1. 13	[奉行所達] (人別改に付)	海野泉蔵→-	
354	107下	文化9. 1. 13	[奉行所達] (伝馬遣高指出の件)	広瀬伝五右衛門・小宮政五郎→-	
355	107下	文化9. 1. 13	覚 (三反田村百姓儀十容体書)	海野泉蔵→-	
356	108上	文化9. 1. 18	[評定所達] (調達金利足相渡候件)	大津源次郎・梶清次衛門→鈴木太兵衛殿・木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
357	108上	文化9. 1. 26	[町年寄達] (御帰国御用金返済の件)	左近司長三郎→木村伝六殿・山田清左衛門殿・佐藤五衛門殿	
358	108下	文化9. 1. 26	[町年寄達] (市初午に付神事遊の件)	左近司長三郎→木村伝六／木村伝六→山田清左衛門殿・林平八殿・石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	
359	108下	文化9. 1. 29	[奉行所達] (御鹿狩に付諸心得書上の件)	海野泉蔵→-	
360	108下	文化9. 2. 3	[町年寄達] (三口金かわり願に付)	加藤善九郎→-	
361	108下	文化9. 2. 3	[町年寄達] (他所商人止宿に付申出相弛候件)	加藤善九郎→-	
362	109上	文化9. 2. -	乍恐以書付奉願上候 (三口金上納の義元金御貸居願)	石田庄兵衛→-/佐藤五右衛門→御町御役所様	
363	109下	文化9. 2. 11	[評定所達] (調達金の儀申談度御用に付罷出の件)	大津源次郎・梶清次衛門→七軒町佐藤五衛門殿・本四町め鈴木太兵衛殿・同木村伝六殿	
364	109下	- . - . -	[留書] (二月十八日於御会所に宴席次第・御用金三ヶ二上切の件)		翌19日三ヶ一請取
365	111上	文化9. 2. -	三ヶ二上ヶ切御請取書	田丸稲之衛門・桑原善四郎・酒井市之丞→佐藤五衛門殿	
366	111上	文化9. 3. 6	[奉行所達] (御買物方御用の為木綿買上に付)	君嶋藤内→-	
367	111下	文化9. 3. 21	[留書] (清水道水縄取落シの件申訳ケの件)		清水町名主齊藤忠次衛門殿方江相送
368	111下	- . - . -	覚 (月賦貸出金請取面付書上)		
369	112上	文化9. 3. 16	[用状] (三月十四日夕公儀御同心衆立原屋御泊候に付)	(石田) 庄兵衛→(佐藤) 五衛門様	
370	112上	文化9. 3. 24	[奉行所達] (二十六日牢屋敷欠所に付望人罷出の件)	君嶋藤内→-	
371	112上	文化9. 3. 28	[町年寄達] (御欠所金納に付掛り金三両請取の件)	加藤善九郎→佐藤五衛門殿	
372	112上	文化9. 3. 29	[奉行所達] (御買物方御用の為木綿買上に付)	君嶋藤内→-	
373	112下	- . - . -	[奉行所達] (自身番免許に付)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
374	112下	文化9. 3. 29	〔奉行所達〕(御祭礼前御見分に付町役人罷出案内の件)	君嶋藤内→-	
375	112下	文化9. 4. 2	御祭礼露払供奉割	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎衛門・加藤善九郎	上番拾五人・下番二十人
376	113上	文化9. 4. 4	〔町年寄達〕(木村伝六忌服に付御祭礼供奉替下番ニ当候件)	加藤善九郎→佐藤五衛門殿	
377	113上	文化9. 4. 6	〔御用状〕(麻上下地相渡候に付)	菊池弥惣衛門・梶清治衛門→鈴木太兵衛殿・木村伝六殿・佐藤五衛門殿	
378	113上	文化9. 4. 14	〔留書〕(私病氣に付麻上下地請取延引の件)		
379	113下	文化9. 4. 12	覚(砂糖仕入高書上雛型)	左近司長三郎→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	
380	113下	文化9. 4. 14	〔奉行所達〕(御祭礼に付諸心得書上)	小林兵十郎→-	
381	114上	文化9. 4. 14	〔町年寄達〕(御使番衆火事場塗笠ニ紛敷笠相用ひ不申候件)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
382	114上	文化9. 4. 20	〔奉行所用状〕(私宅へ呼び出しに付)	榊原藤三郎→佐藤五衛門殿	
383	114下	-, -, -	〔留書〕(山の御寺熊化衆入山に付)		
384	114下	文化9. 4. 21	〔奉行所達〕(両宮源左衛門方致死去候に付御梅の件)	小林兵十郎→-/落合長四郎→山田清左衛門殿・木村伝六殿/木村伝六→山田清左衛門様・石田庄兵衛様・佐藤五衛門様	雨宮又衛門殿役介之伯父
385	114下	文化9. 4. 22	〔留書〕(両宮源左衛門葬送に付罷出の件)		
386	115上	文化9. 4. 29	〔奉行所達〕(立番免許の件)	小林兵十郎→-	
387	115上	文化9. 5. 3	〔奉行所達〕(御制服ニ紛敷着服不相用件)	江幡次郎衛門→-	
388	115上	文化9. 4. 29	〔奉行所達〕(立番免許の件)	榊原藤三郎→-	別紙
389	115下	文化9. 5. -	乍恐書付を以奉願上候事(質屋株無御座候者相止申候様願)	玉屋長衛門・玉屋左兵衛・玉屋利八・佐藤五衛門・海野屋友衛門・斉藤忠次衛門・釘屋庄次郎・吉田屋弥平次・彫物師新衛門・松岡屋久三郎→御町御役所様	
390	116上	文化9. 5. 14	〔町年寄達〕(御褒美廻状に付添書)	江幡次郎左衛門→-	計九名、青銅五貫文~二貫文
391	117下	文化9. 5. 15	〔留書〕(商売用に付明十六日江戸表迄罷出候件)		道中共ニ三十日位
392	118上	文化9. 5. 19	〔奉行所達〕(安藤対馬守殿御通行に付道橋掃除可致候件)	海野泉蔵→-	
393	118上	文化9. 5. 24	〔奉行所達〕(御国産繭并糸に付本町目三八の日市相立候件)	海野泉蔵→-	

水戸下市御用留(三)(文化3年~文化10年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
394	118上	文化9. 5. 26	覚(岩田村源藏檻江入置候処破逃去候に付容体書)	海野泉蔵→-	
395	118下	- . - . -	[留書](御暇願式三日延引願申出の件)		
396	118下	文化9. 6. 19	[留書](六月十八日夕帰宅仕候件)		
397	118下	文化9. 6. 22	[留書](本志町め抱屋敷井戸の樋取替申度旨申出候件)		
398	118下	文化9. 7. 19	[公儀触](武州多摩郡中里新田百姓紋左衛門殺害逃去候に付人相書)	土井大炊頭殿→林阿弥→御城付/君嶋藤内→-	
399	119上	文化9. 7. 22	覚(文化九年申正月より七月十一日迄の分駒口銭請取高書上)	使内ノ金松→-	六百拾五文
400	119上	- . - . -	[留書](八月四~十六日紺屋町人別組頭病氣に付退役に付七軒町十人組頭吉兵衛跡役被仰付候、吉兵衛跡役彦三郎被仰付候件風聴)		
401	119下	文化9. 8. 23	[町年寄達](大下水払の件)	落合長四郎→-	
402	119下	文化9. 8. 24	[町年寄達](大下水払雨に付延引の件)	落合長四郎→-	
403	119下	- . - . -	[留書](褒美御達書廻送に付)		
404	119下	- . - . 18	[留書](御廻状失念に付相写指上候件)	利兵衛→佐藤五衛門様貴下	別紙添付(1)
405	120上	- . 7. 17	[奉行所達](安藤新次郎殿明後十九日御通行に付道橋掃除いたし候件)	海野泉蔵→-	別紙添付(2)
406	120上	文化9. 9. 14	[奉行所達](吉田明神祭に付町役人罷出案内の件)	海野泉蔵→-	
407	120上	文化9. 9. 26	[町年寄達](御払に付銘々御触、入札封印にて指出候件)	加藤善九郎→-	
408	120上	文化9. 9. 19	覚(浜田村内御瓦屋焼屋敷土取場等石高出仕)		絵図添付
409	121上	文化9. 10. -	乍恐以書付奉願上候事(拝借金年賦延長願)	願人石田庄兵衛→-/佐藤五衛門→御町御奉行所様	
410	122上	文化9. 10. 7	[公儀触](肥後国熊本金屋町嘉次平人相書)	松平伊豆守→林阿弥→御城付/君嶋藤内→-	御公儀よりは9月に
411	122下	文化9. 10. 7	[町年寄達](御瓦や入札の儀明日迄に御さし出の件)	江幡次郎衛門→-	
412	122下	文化9. 10. 10	[留書](青物町名主仁衛門跡役青物町藤四郎江被仰付候件)		
413	122下	文化9. 10. 15	[奉行所達](長岡穀留番所より北江者米穀并造酒をも一切不指出の件)	江幡次郎衛門→-	
414	123上	文化9. 10. 29	[奉行所達](灰屋堺具祢改に付町役人罷出案内の件)	綿引彦重・小滝常衛門→-	
415	123上	文化9. 11. 5	[奉行所達](寺社人江附添勅候義不相成候件)	小林兵十郎→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
416	123上	文化9. 11. 8	口上(七ヶ年賦御用金返済三年相延其利金にて馬金補の件)	木村伝六→山田清左衛門様・石田庄兵衛様・佐藤五衛門様	
417	123下	文化9. 11. 19	〔留書〕(塩町名主平兵衛跡役本六町目久三郎江被仰付候件風聴)		
418	123下	-. -. -	〔留書〕(塙御陣屋御金荷本三町め松屋龍衛門江御泊りに付罷出の件)		
419	124上	-. -. -	〔留書〕(本式町目組頭重兵衛跡役同町那波屋武衛門江被仰付候件風聴)		
420	124上	文化9. 11. 21	〔奉行所達〕(会瀬村安衛門乱心気味ニ而村方罷出行衛不相知に付容体書)	小林兵十郎→-	
421	124下	文化9. 11. 24	〔留書〕(本六町目名主次郎三郎跡役平兵衛江十七日に被仰付候件風聴)		
422	124下	文化9. 11. 25	〔留書〕(本四町目那波屋市郎衛門組頭被仰付候に付)		
423	124下	文化9. 11. 29	〔奉行所達〕(火の元改に付町役人罷出案内・自身番指出の件)	小林兵十郎→-	
424	125上	文化9. 11. 29	〔奉行所用状〕(馬金式百両拝借願相済候に付手形仕出の件)	小林兵十郎→石田庄兵衛殿・佐藤五衛門殿	
425	125上	文化9. 12. 5	〔公儀触〕(荒鉛・古銅・真鍮・鉛大坂銅座江相廻候件)	牧野備前守殿→林阿弥→御城付/榊原藤三郎→-	御公儀よりは11月
426	125下	文化9. 12. 4	〔奉行所用状〕(申談に付私宅へ相越候件)	榊原藤三郎→-	
427	126上	文化9. 12. 14	〔奉行所達〕(馬金上納分式両相納候・御町内ヨリ附出候商荷物の儀に付馬相雇付送候者不心得の至に付)	榊原藤三郎→-	
428	126上	文化9. 12. 19	〔評定所達〕(調達金利付相渡候件)	大津源次郎・菊池弥惣衛門→佐藤五衛門殿	
429	126上	文化9. 12. 19	〔町年寄達〕(御用に付評定所へ罷出の件)	落合長四郎→佐藤五衛門殿	
430	126下	-. -. -	〔奉行所達〕(佐藤五衛門一代帯刀御免の件)	-→御町奉公中江/	
431	126下	文化9. 12. 21	〔奉行所達〕(富ヶ間敷義不心得の至に付)	榊原藤三郎→-	
432	126下	文化10. 1. 11	〔町年寄達〕(御使者御用に付夜具指出の件)	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
433	126下	文化10. 1. 12	〔願書〕(指銭帳大間違仕候而奉恐入御沙汰なしに奉相願候に付)	清兵衛→佐藤五衛門様貴下	
434	127上	文化10. 1. 12	申暮指銭帳写シ(文化9年諸指銭帳写)		433の別紙カ
435	127下	文化10. 2. 4	〔奉行所達〕(御国産線香座相止候に付他所入線香御免ニ相成候件)	江幡次郎衛門→-	

水戸下市御用留(三)(文化3年~文化10年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
	127下	文化10. 2. 5	〔用状〕(注文荷付出駒口銭不残石田庄兵衛殿江為持遣候に付)	使内ノ梅吉→-	
436	127下	文化10. 2. 6	〔廻状〕(初午市に付神事致度件)	月番本六町目・塩町	
437	128上	文化10. 2. 12	〔留書〕(三口金勘定の義十六日初立に付十二日朝榊原藤三郎様江申立候件)		
438	128上	文化10. 2. 13	〔用状〕(三口金勘定の義十六日初立に付右心得にて御出勤の件)	木村伝六・佐藤五衛門→榎村藤衛門様	
439	128上	文化10. 2. -	乍恐以書付奉願上候事(困窮に付三口金元金拝借居候願)	石田庄兵衛→-/佐藤五衛門→御町御役所様	
440	128下	文化10. 2. -	口上覚(四ヶ町町用補金利足御下ヶ候義補ニ足り合不申に付都合元金三拾五両ニ御取結被下置候様仕度件)	佐藤五衛門→御町御役所様	
441	128下	文化10. 2. 21	〔奉行所達〕(二十六日御鹿狩に付諸心得書上の件)	小林兵十郎→-	
442	129上	文化10. 2. 25	〔留書〕(町用指出金帳面直に付)		
443	129上	文化10. 3. 1朝	〔留書〕(藤柄町太田屋の宿屋株引請に付肴町利兵衛被参申聞候件)		
444	129上	文化10. 3. 21	〔奉行所達〕(御買物方木綿買上に付其間店々買取禁止の件)	海野泉蔵や→-	
445	129下	文化10. 3. 19	〔町年寄達〕(雨宮又衛門殿御子兄隼太御郡奉行見習に被召出候に付御祝儀の件)	加藤善九郎→木村伝六/木村伝六→-	
447	129下	文化10. 3. 29	〔奉行所達〕(火の元油断不仕候并御祭礼御前町見分に付明後朔日町役人罷出候件)	海野泉蔵→-	
448	129下	文化10. 4. 1	〔奉行所達〕(桑盗伐の義無き様に付)	榊原藤三郎→-	
449	130上	文化10. 4. 2	〔町年寄達〕(御祭礼供奉の件)	加藤善九郎→木村伝六殿・佐藤五衛門殿	450と関連
450	130上	文化10. 4. 2	御祭礼露弘供奉覚	左近司長三郎・落合長四郎・加藤善九郎→名主十人之当テ名	上番拾五人下番弐拾人
451	130下	文化10. 4. 4	〔奉行所達〕(於牢屋敷大小欠取払に付好人罷出候件)	榊原藤三郎→-	
452	130下	文化10. 4. 5	〔廻状〕(御相談申上度義御座候に付御入来願)	松岡屋久三郎・赤沼町新衛門→吉田屋弥平治様・釘屋庄次郎様・斉藤忠次衛門様・海野屋友衛門様・佐藤五衛門様・玉屋利八様・玉屋佐兵衛様・玉屋長衛門様	
453	130下	文化10. 4. 7	〔公儀触〕(坐中の支配を受けない盲人共に付檢校支配師匠の名前等改の件)	青山下野守→丹阿弥→御城付共/榊原藤三郎→-	公儀よりは3月に

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
454	131上	文化10. 4. 11	〔奉行所達〕（御祭礼に付諸心得書上の件）	榊原藤三郎→-	
455	131下	文化10. 4. 12	〔留書〕（本六町目次郎三郎悴岩見屋善衛門跡役組頭被仰付候件風聴）		
456	132上	文化10. 4. 16	〔奉行所達〕（明十七日田楽くり出シに付御鉾持等の諸人足御宮御宝蔵前江相詰候件）	榊原藤三郎→-	御祭礼の件
457	132上	文化10. 4. 16	御祭礼露払供奉覚	左近司長三郎・落合長四郎・江幡次郎衛門・加藤善九郎→-	上番拾五人下番拾人
458	132下	- . - . -	〔留書〕（御祭礼十九日に御渡り相済候に付御祝儀の件・七軒町屋体新規拵候入目式冊并に諸請取名主利兵衛殿江相渡申候件）		
459	132下	文化10. 4. 29	〔奉行所達〕（立番免許に付）	榊原藤三郎→-	
460	132下	文化10. 4. 29	〔町年寄達〕（他所古銅買共一円御領中江立入候義已来指留候件）	左近司長三郎→-	
461	133上	文化10. 5. 4	〔奉行所達〕（御買物方御用木綿買上相済候に付勝手次第ニ致売買候件）	君嶋藤内→-	
462	133上	文化10. 5. 8	〔町年寄達〕（寺西重次郎殿会所御止宿に付夜具指出の件）	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
463	133上	- . - . -	覚（寺西重次郎殿会所御止宿に付賄の件書上）		
464	133下	文化10. 5. 8	〔町年寄達〕（先刻の夜具指出の件御指出に付及に付）	左近司長三郎→佐藤五衛門殿	
465	133下	文化10. 5. 19	〔奉行所達〕（他所製の切艾売買の儀禁止件）	君嶋藤内→-	
466	133下	文化10. 5. 23	〔留書〕（木村氏他行に付留守御救等頼合に付五月二十三日御救帳預置候件）		
467	134上	文化10. 5. 24	〔奉行所達〕（熊次郎様和の助様と御改名被成候に付御名に唱同様の名者相改已来付不申候件）	君嶋藤内→-	
468	134上	文化10. 7. 8	〔町年寄達〕（清水道の井戸面々損シ候井戸ヨリ悪水入不申候件）	左近司長三郎→-	
469	134上	文化10. 7. 3	〔奉行所達〕（七月五日遊行上人湊村ヨリ神応寺江相渡候に付道筋掃除致候件）	海野泉蔵→-	
470	134上	文化10. 7. 17	〔奉行所達〕（安藤新次郎殿明後十九日御通行に付道橋掃除致候件）	海野泉蔵→-	
471	134下	文化10. 7. 19	〔町年寄達〕（紅葉御郡方扱下鳥羽田村より芹沢村辺当時山犬の病に付）	左近司長三郎→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
472	134下	文化10. 7. 23	〔奉行所達〕（紅葉御郡下水難の村々ヨリ穀物酒共に去十月ヨリ当八月迄御城下江付入売買御指留に相成居候所当九月朔日ヨリ新穀并新酒に限り売買御免に相成候件）	加藤善九郎→-	
473	134下	文化10. 7. 24	〔奉行所達〕（馬士共長手綱にて馬を牽き、その外傭人にて式疋牽或者繫捨禁止に付）	海野泉蔵→-	
474	135上	文化10. 7. 28	〔町年寄達〕（他所より文通并懸合事の為の止宿禁止に付）	年寄加藤善九郎→名主月番塩町・本六町目 ／名主月番塩町・本六町目→名主裏町町め 利兵衛／名主裏町町め利兵衛→-	
475	135上	文化10. 7. 29	〔町年寄達〕（清水道甚々減シ候に付打水不致候件）	加藤善九郎→-	
476	135上	文化10. 8. 3	〔町年寄達〕（清水道普請、打水許可に付）	落合長四郎→-	
477	135上	文化10. 8. 3	〔奉行所達〕（内藤播磨守殿来ル五目下御町被致通行候に付道橋掃除等申付の件）	榊原藤三郎→-	
478	135下	文化10. 8. 16	〔公儀触〕（武州中里新田百姓紋左衛門義人相書を以嗣七月相触候所今以不尋候に付触無油断相改候件）	松平伊豆守殿→貞阿弥→御城付／榊原藤三郎→-	触れは7月
479	135下	文化10. 8. 27	〔町年寄達〕（来月の大下水払に付）	左近司長三郎→-	
480	135下	文化10. 10. 29	〔奉行所達〕（灰屋堺く年為改町役人罷出案内被致候件）	綿引彦十・小瀧常衛門→-	別紙付
481	136上	文化10. 9. 3	〔町年寄達〕（下水等払之儀当五日為御払に付）	加藤善九郎→-	5日雨天には6日
482	136上	文化10. 9. 3	〔御用状〕（私宅へ呼び出しに付）	海野泉蔵→佐藤五衛門殿	
483	136上	文化10. 9. 3夕	〔奉行所達〕（御口達に五分利付金五拾兩拝借と証文差し出しに付）	海野泉蔵→-	海野泉蔵様宅ニ而
484	136上	文化10. 9. 17. 夕	〔町年寄達〕（商用に付北筋へ罷出申度不存候所八日程御暇奉願上候件）	落合長四郎→-	
485	136上	文化10. 9. 18	〔留書〕（清水町齊藤忠次衛門今日問屋格家格に被仰付候件風聴）		
486	136上	- . - . -	〔留書〕（私義商用に付八日程御暇願上候に付十日朝罷出十五日夜罷帰候件）		榊原藤三郎様へ申出
487	136下	文化10. 10. 29	〔奉行所達〕（灰屋堺く年為改町役人罷出案内被致候件）	綿引彦十・小瀧常衛門→-	480と同一
488	136下	文化10. 10. 29	〔奉行所達〕（立番出火の元大切に申付候件）	小林兵十郎→-	
489	137上	- . - . -	乍恐書付を以奉願上候事（御郡方囚人御追放の節棒突人足の義に付御定賃銭値上願）		